

令和4年11月29日

関係各位

公益財団法人日本バドミントン協会
会長 関根 義雄
規律・裁定委員会委員長 葉玉 匡美

兵庫県バドミントン協会登録者による反倫理行為（不適切な経理処理）についてのご報告

平素より本会に対し、多大なるご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本会傘下団体である兵庫県バドミントン協会において、大会参加料の返金が大幅に遅延をし、その原因が同協会役員による参加料の自己の利益のための使い込みであることが判明致しました。

本会は兵庫県バドミントン協会からの報告を受け、令和4年11月28日に「第1回規律・裁定委員会」（委員長：葉玉匡美本会顧問弁護士）を開催し、本会倫理規程第4条及び本会登録者等懲罰規程処分基準に基づき、処分対象者を「除名処分」と致しましたのでご報告申し上げます。

1. 処分対象者

兵庫県バドミントン協会役員

2. 処分内容

本会倫理規程第4条及び本会登録者等懲罰規程処分基準に基づき「除名処分」とする。

3. 違反行為事実

令和3年4月～4年7月にかけて徴収された県協会主催大会の参加料を、大会中止に伴い参加者へ返金すべき参加料の一部を、自己の利益のために使い込みをした。

4. 処分を行った日

令和4年11月28日

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

公益財団法人日本バドミントン協会
規律・裁定委員会
TEL：03-6343-5141